

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

それでは、教育民生常任委員会の報告を行います。

まず、教育総務課から、奨学金及び奨学金返還 U ターン支援補助金について、大学生等特別給付金について、大鐸こども園建設工事実施設計業務の 3 点が報告されました。いずれも、先の 3 月議会で、議決された内容です。

まず、1 点目は、奨学金及び奨学金返還 U ターン支援補助金について説明がありました。

条例改正により大学、短大、専門学校、医療従事者養成所等の修学への奨学金を一本化し、月額 5 万円になっています。連帯保証人について、原則一人は保護者、もう一人は香川県内に住所を有する成年者でしたが、やむを得ない場合には、保護者以外でも可能になりました。令和 5 年度の申込者は 40 名。予算は 31 名分なので、補正が必要と説明がありました。

次に、奨学金返還 U ターン支援補助金交付要綱について、大学等卒業後に、本町に住民票があり、郡内の事業者で就業している者に対しては、奨学金を返還中または返還が終了した年度から 1 年以内の期間において、返還した奨学金相当額を補助金として交付すると説明がありました。例えば、令和 5 年度中に返還される奨学金に対して、翌年度の令和 6 年度に補助金を交付することで実質的に返還を免除することになります。令和 6 年度の見込みは 6 名です。

委員より、所得制限はあるのかと質問があり、「児童手当と同様」との答弁がありました。

物価高騰による金額の引き上げはあるのかとの質問があり、「これについてはない」と答弁がありました。

返済中のトラブルや滞納はあるのかとの質問には、「滞納者は 1 名で、返済計画に応じて納入されている」との答弁がありました。

奨学金の原資は、との質問には、「一般財源」との答弁がありました。

2 点目は、大学生等特別給付金について説明がありました。

対象は、保護者が町内に住所を有する大学、短大、専門学校および専修学校の在学および令和 4 年度の卒業生が対象になります。金額は 1 万円を給付し、申請期限は 9 月の末です。5 月末時点での申請は、77 名との説明がありました。

委員より、対象者の人数、未申請者の状況は、との質問があり、「すべて把握することができないため、概算で 400 名程度予算を組んでいる」と答弁がありました。

周知の方法についての質問には、「広報誌とホームページを利用。防災無線も検討する」と、答弁がありました。

3 点目は、大鐸こども園建設工事実施設計業務について説明がありました。

築 56 年で老朽化が進み、子どもが生活するうえで健康上、安全上の心配があ

る。今後の園児見込み数等も考慮し、再整備が必要と判断したと説明がありました。

整備計画は、昭和 41 年建築の古い園舎を取り壊し、その横の昭和 52 年建築の遊戯室、平成 13 年建築の調理室および保育室をリフォームし、保育室、職員室等を新たに増築する。建築費の概算金額は、四海こども園を参考に、増築面積を 250 m²に対し、増築費は約 7500 万円。解体費は、約 910 万円。園庭の整備費を含め約 1 億円弱。ただし、物価、人件費の高騰で、実施設計の積算をしてみなければ分からない状況と説明がありました。また、リフォーム予定の建物も、設計業者による現地診断や、今後の修繕必要金額を精査しながら、実施設計業務を進める。なお、修繕費が多額となる場合は、全棟取り壊しも検討すると説明がありました。

委員より、国の補助金の対象なのかとの質問があり、「辺地債を利用したい。交付税バックが 8 割の有利な起債である」と、答弁がありました。

続きまして、生涯学習課からの説明にうつります。

生涯学習課からは、野外活動センターの休止について説明がありました。休止の理由は、施設の老朽化と利用者数の低迷、管理体制がなく維持管理費用も高額になっていることなどが理由だと説明がありました。また、代替地施設として YMCA 余島野外活動センターをはじめ、小部・田井海水浴場、マリリゾート小豆島などが利用可能ではないかと考えている。休止時期については、地元や関係団体等に説明し、7 月をめどに進めて行く。なお、地元の滝宮自治会には既に説明していると報告がありました。

委員より、廃止でなく、休止になっている理由は、との質問があり、「建物の財産処分の関係で、一旦休止し、将来的には廃止を考えている」と、答弁がありました。

休止中の施設管理は、との質問には、「入り口を一旦締め切る。危険な遊具等は可能な限り先行して撤去し、皇踏山への山道は、林道を可能な範囲で利用する」と、答弁がありました。

生涯学習課から、併せて公民館の窓口時間の見直しについて報告がありました。各公民館の窓口時間を 8 月 1 日より、8 時 30 分から 17 時で統一したいとのことでした。今年の 2 月から 4 月にかけて、各公民館の時間ごとの窓口利用状況の調査を実施し、調査の結果、夕方 17 時から 17 時 15 分までの窓口利用者は極めて少ないことを確認したと報告がありました。

続きまして、健康福祉課からは 3 点報告がありました。

1 点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。ここでは、2 つの事業を実施したいと考えているとのことでした。

1 つは、価格高騰重点支援給付金事業の実施について説明がありました。電

力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得世帯への支援金給付になります。給付対象者は、(1) 令和 5 年度の町民税が非課税である世帯、(2) 非課税であり、被扶養者となっている世帯、(3) 課税されているのが、令和 5 年 1 月以降で家計が急変し、非課税相当と判断できる世帯、(4) 家計急変世帯であり、被扶養者となっている世帯。このいずれかに該当していることが条件で、6 月 1 日時点で、土庄町に住所があることが前提になります。

対象世帯は、町民税非課税世帯が 2199 世帯、被扶養者のみの世帯が 215 世帯、家計急変世帯が 10 世帯を見込んでいるとのことでした。

給付額は、非課税世帯と家計急変世帯に 3 万円、被扶養者となっている場合は、価格高騰緊急支援拡大給付金と同じく、半額の 1 万 5 千円とのことでした。

給付までの流れは、町が、給付金で口座情報を把握している住民は、通知後、口座変更がない場合、プッシュ型で振り込む。今年度対象となった世帯と家計急変世帯の場合は、申請してもらい書類の提出後に振り込むとのことでした。

事業の開始は 8 月 1 日を予定しており、申し込み・申請期限は、これまでの給付金同様 3 カ月とし、10 月 31 日となります。

もう 1 つは、価格高騰対策補助事業の実施について説明がありました。

こども食堂やフードバンクなど、生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組む団体を支援し、安定的な運営の維持を図ることで、価格高騰の影響を受けた世帯の負担を軽減するため、補助金を交付するものです。

対象者は、土庄町において活動している法人、福祉法人や社団法人で、補助金額は 1 団体にあたり 10 万円。事業開始は 7 月とし、準備ができ次第進めるとのことでした。

委員より、過去の給付金は、対象者全員に行き渡っているのかとの質問があり、「令和 4 年度の非課税世帯は 95.13%、価格高騰支援給付金 5 万円は 97.42%、2 万 5 千円の拡大給付金は 98.05%になっている。100%に近付けるよう努力したい」と、答弁がありました。

価格高騰対策補助事業の対象法人の件数は、との質問については、「子ども食堂で 1 団体、フードバンク 1 団体となっており申請が必要です」と、答弁がありました。

高齢者も多いので、申請期限を延ばすことはできないかという問いには、「検討する」と、答弁がありました。

健康福祉課の 2 点目は、産後ケア交通費助成事業について説明がありました。

産後ケアとは、出産を終え、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。今回、この事業を利用する際の交通費の一部を県とともに、土庄町も助成します。対象者は、土庄町に住所を有する産婦。助成内容は、産後ケア事業を利用するにあたり要した交通費。助成金額は、片道の交通費 1 回

につき 1 万 4 千円を上限とし、対象者 1 人につき 10 回まで申請により助成する。町が産婦に費用を助成し、町が助成した費用の 2 分の 1 を香川県が町に助成すると説明がありました。

実施は、本年 7 月からを予定しているが、4 月までさかのぼり助成することです。

委員より、産後の期間はいつまでかとの質問があり、「要綱上は、産後 1 年未満となっている」と答弁がありました。

産後ケア事業の利用実績はどれくらいあるのかとの質問には、「日帰りで、1 回の利用がある」との答弁がありました。

健康福祉課の 3 点目は、香川県子ども医療費助成事業の拡充に伴う条例改正について説明がありました。

県の助成制度の対象が、これまでの「未就学児（6 歳）まで」から「小学 3 年生（9 歳）まで」拡充され、所得制限も撤廃されたことから、「土庄町子どもに対する医療費助成条例」を改正するものです。それに併せて、「土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例」および「土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例」の所要部分についても改正があるとのことでした。

9 歳まで県が助成するので、10 歳以上を町が助成することになります。拡充される対象児童は、4 月 1 日現在で 295 名になっていると説明がありました。

続きまして、住民環境課からは 2 点報告がありました。

1 点目は、土庄町御影浄苑基幹的設備改良工事の進捗についてです。

稼働から約 32 年が経過する老朽化した基幹設備を、今後の将来人口推計を基に、処理適性の確保および環境負荷の低減に向けて循環型社会形成交付金を活用して基幹的設備改良工事を行うとのことでした。令和 7 年度までの 3 カ年を工期とし、現行の処理体制を稼働させながら改良工事を行います。令和 4 年度は発注支援業務を行い、令和 5 年度は改良工事（性能発注）の入札を公告しているとのことでした。

委員より、基幹改良工事によって何年くらい施設の使用期間が延長できるのかとの質問があり、「地元と令和 12 年度までは合意をいただいている。その中で、地元には基幹改良工事实施のかいりょう（後ほど、訂正あり）はもらっている。今後の延長等を含めて協議していく予定」と、答弁がありました。

2 点目は、小豆地区粗大ごみ及び不燃ごみ破碎選別処理施設の建設スケジュールについて報告がありました。

小豆広域の事業で、令和 4 年度から 6 年度にかけて可燃処理施設の隣に山を切り崩して敷地の造成工事を行っている。5 年度は、建設工事（性能発注）の入札、6 年度以降で建設工事を 2 カ年かけて行う予定で、監理業務も時期をずらして 6 年度から行う予定との報告がありました。

その他では、教育民生常任委員会で希望があれば、委員会視察を実施することが決まりました。また、教育民生常任委員会では、「開かれた議会」を実践するために、常任委員会の傍聴を積極的に推進していきたいと委員長から提案がありました。

議会事務局より、常任委員会の傍聴について、次のような説明がありました。

会議公開の原則は、委員会にも適用されるかという質疑応答がございまして、地方自治法第 115 条で、議会の会議は、これを公開すると規定されている。会議公開の原則は、本会議を指しており、委員会においては法に規定がないので適用されないが、委員会は本会議における実質的審査を行うものであり、議会制度の趣旨にかんがみ、委員長の許可を得た者が傍聴できる取り扱いとされている、という行政実例があります。これをもとに土庄町議会委員会条例では、委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができるとされています。

この説明を受けて、教育民生常任委員会では、住民が委員会を傍聴できる環境整備のための議論が行われました。その第 1 案としては、委員会室にカメラを設置し、モニターを通して住民が傍聴できるようにする。第 2 案は、本会議場を使って常任委員会を開く。

まず、第 1 案で実施できないか、技術面や予算面の協議を委員長、副委員長、議会事務局で協議し、その後、再度、常任委員会を開いて検討することになりました。

以上で、教育民生常任委員会からの報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

失礼いたしました。7 ページのですね、住民環境課の基幹改良工事の部分で、地元には基幹改良工事实施のかいりょうはもらっていると発言しましたが、了解の間違いです。以上です。